

令和 3 年 度 第 1 回
大 阪 市 都 市 計 画 審 議 会
会 議 録

日	時	令和 3 年 7 月 2 1 日（水）
		午前 1 0 時 0 2 分
場	所	大阪市役所本庁舎 7 階 市会特別委員会室

令和３年度第１回大阪市都市計画審議会会議録

○日 時 令和３年７月２１日（水） 午前１０時０２分開会

○場 所 大阪市役所本庁舎 ７階 市会特別委員会室

○議 題 議第267号 「大阪都市計画道路の変更について」（広路５号 大阪駅前線）
議第268号 「大阪都市計画下水道の変更について」（大阪市十八条処理区公共下水道）
議第269号 「産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」（此花区常吉）

○出席委員 ２７名（欠は欠席者）

会 長	橋爪 紳也	委 員	大西 しょういち
会長職務代理者	岡井 有佳		西 拓郎
委 員	宇都宮 浄人	欠	藤田 あきら
	岡田 昌彰		宮脇 希
	小川 亮		高見 亮
	加我 宏之		杉村 幸太郎
	黒坂 則子		藤岡 寛和
	佐藤 由美		小山 光明
	上善 恒雄		山田 正和
	高岡 伸一		永井 広幸
欠	田村 匡		足高 將司
	中嶋 節子		森山 よしひさ
	鍋島 美奈子		多賀谷 俊史
	松中 亮治		山中 智子
	吉田 長裕		

開会 午前10時02分

○幹事（藤川） それでは、少し時間が過ぎましたが、ただ今より令和3年度第1回都市計画審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本審議会の幹事を務めております大阪市都市計画局都市計画課長の藤川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日にしましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、机の上にアクリル板を設置させていただいております。そのため、前方スライドが少し見づらいかもしれませんが、ご容赦いただきますようよろしくお願いいたします。

傍聴の皆様と報道機関の方々をお願い申し上げます。携帯電話は、電源をお切りいただくかマナーモードに設定していただき、審議の妨げにならないようご協力をお願いいたします。

それでは、審議に先立ちまして、委員の方々のご異動がございましたので、ご出席の委員の皆様を学識経験者、大阪市議員の方々の順にご紹介させていただきます。

大阪府立大学研究推進機構特別教授並びに大阪府立大学観光産業戦略研究所長で、本審議会会長の橋爪委員でございます。

立命館大学理工学部教授で、本審議会会長職務代理の岡井委員でございます。

関西大学経済学部教授の宇都宮委員でございます。

近畿大学理工学部社会環境工学科教授の岡田委員でございます。

大阪市立大学大学院経済学研究科教授の小川委員でございます。

大阪府立大学大学院生命環境科学研究科教授の加我委員でございます。

同志社大学法学部教授の黒坂委員でございます。

奈良県立大学地域創造学部教授の佐藤委員でございます。

大阪電気通信大学総合情報学部教授の上善委員でございます。

近畿大学建築学部建築学科准教授の高岡委員でございます。

京都大学大学院人間・環境学研究科教授の中嶋委員でございます。

大阪市立大学大学院工学研究科教授の鍋島委員でございます。

京都大学大学院工学研究科准教授の松中委員でございます。

大阪市立大学大学院工学研究科准教授の吉田委員でございます。

続きまして、大阪市会議員の委員の方々でございます。

大西委員でございます。

西委員でございます。

高見委員でございます。

杉村委員でございます。

藤岡委員でございます。

小山委員でございます。

山田委員でございます。

永井委員でございます。

足高委員でございます。

森山委員でございます。

多賀谷委員でございます。

山中委員でございます。

なお、学識経験者の田村委員におかれましては、本日ご欠席とのご連絡をいただいております。

また、宮脇委員、藤田委員におかれましては、まだお越しいただいておりますが、ご到着次第、審議に参加していただきます。

続きまして、今年度1回目の審議会でございますので、開催にあたりまして、高橋副市長よりご挨拶申し上げます。

○副市長（高橋） 副市長の高橋でございます。

令和3年度第1回大阪市都市計画審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、平素から本市のまちづくり、都市計画におきまして、様々な観点からのご審議を賜っておりますこと、心からお礼申し上げます。

本市では、持続的で活力にあふれたまちづくりと、都市格を備えました質の高い安全安心なまちづくりの実現をめざしております。現在、国際観光拠点の形成をめざします夢洲でありますとかうめきた2期区域、またスーパーメガリージョンの2極の一つを形成いたします新大阪駅前地区、また、新大学を先導役とします大阪城東部地区などの拠

点形成に加えて、それらを支える都市インフラの整備を進めております。また、質の高い安全安心なまちづくりに向けましては、密集市街地対策、空き家対策、またエリアマネジメントと、多様な部分で進めております。

この11月からは、府市共同で大阪都市計画局を設置いたしまして、大阪の成長、発展を支えます大都市のまちづくりを広域的な視点から府市一体で推進するとともに、現在の都市計画局とともに、大阪のまちづくりを引き続き推進してまいります。

今後とも、まちづくりの基本となります都市計画の役割はますます重要となってまいります。委員の皆様方におかれましては、様々な角度から専門的かつ忌憚のないご意見、ご審議賜りますよう、どうぞよろしくお願い申しあげまして、挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○幹事（藤川） ありがとうございます。

委員の皆様には大変恐縮ではございますが、高橋副市長は別途公務のため、この場を退席させていただきます。どうかご了承いただきますようお願いいたします。

続きまして、本審議会の要綱第7条によりまして、審議会の会務を担当いたします幹事を3人置いておりますので、順に紹介させていただきます。

都市計画局長の角田幹事でございます。

同じく都市計画局計画部長の山田幹事でございます。

それと私、都市計画課長の藤川でございます。

この3人が幹事をいたしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、審議に先立ちまして、お手元の資料のご確認をさせていただきます。

上から順に、「会議次第」、「委員名簿」、説明資料といたしまして、条例、規程などを収めました「大阪市都市計画審議会関係資料集」、「都市計画審議会及び都市計画決定権限について」、次に本日ご審議いただきます予定の議案書がございます。1冊目といたしまして、議第267号「大阪都市計画道路の変更について」、2冊目といたしまして、議第268号「大阪都市計画下水道の変更について」、最後に3冊目といたしまして、議第269号「産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」、以上7点お手元にごございますでしょうか。ご確認をお願いいたします。

それでは、本日は新たに委員となられました方が多数おられますので、審議に先立ちまして、都市計画審議会などにつきまして私から説明をさせていただきます。

都市計画審議会及び都市計画決定権限についてご説明いたします。お手元にございます、右肩に「説明資料」と記載されました資料によりご説明いたします。

説明資料 1 ページをご覧ください。

現行都市計画法では、大阪市のような政令指定都市につきましては、都市計画審議会を必ず置くということになっており、本市では平成12年 4 月に大阪市都市計画審議会条例を制定し、本審議会が発足いたしました。都市計画決定権限につきましては、都市計画法第87条の 2 に規定されます指定都市の特例もあり、街路や公園等の都市基盤施設、市街地再開発事業や土地区画整理事業等の面的整備事業、用途地域等の地域地区など、大部分が大阪市に属しているところです。

令和 3 年 3 月には、大阪市及び大阪府における一体的な行政運営の推進に関する条例が制定され、府市一体で広域的なまちづくりや交通基盤の整備等を進めるため、広域的で成長の重要な基盤となる都市計画の決定に関する事務を大阪府に委託することになりまして、広域的な観点からのまちづくり等に係る都市計画に関する事務の委託に関する規約を 6 月 9 日付けで大阪府と締結し、11月 1 日から施行することとなりました。

規約につきましては、11ページ以降に添付しております。

3 ページの都市計画決定権限一覧表をご覧ください。

うち「府へ事務委託」の欄に丸印のあるものが、大阪市から大阪府に事務委託する都市計画で、「指定都市決定」欄及び「市町村決定」欄に丸印があるものが、大阪市都市計画審議会の議を経て、大阪市が決定する内容となっております。

次に、都市計画決定の手続の流れについてです。説明資料 4 ページ、5 ページの都市計画決定の手続きをご覧ください。

4 ページの都道府県が定める都市計画につきましては、この場での説明は省略させていただきます。

5 ページをご覧ください。

(2-1) と (3) は、大阪市が定める都市計画手続の流れです。まず、都市計画案を作成いたしまして、公衆縦覧や意見書の受付を経た後、本審議会に付議させていただき、審議会の承認をいただきます。その後、府知事との協議を行い、都市計画として決定あるいは変更することとなります。

(2-2) が、先ほど申しあげました、11月以降、大阪市から大阪府に事務委託する都市計画手続の流れです。府知事は、都市計画の案を作成した後、市長に意見を聴くこ

ととなっております。市長は、府知事に意見を回答するにあたり、本審議会の意見を聴取させていただきます。公衆縦覧や意見書の受付を経た都市計画の案は、府都市計画審議会に付議され、同審議会には、市長から府知事に回答した意見も提出されます。その後、同審議会のご承認及び所定の手続を経て、府知事が都市計画を決定あるいは変更することとなります。

なお、委託した都市計画を府都市計画審議会で審議する場合は、市都市計画審議会の委員のうち市会議員の方3名が、府都市計画審議会の臨時委員として、府知事から任命されることになります。

ただ今ご説明いたしました都市計画法に基づくもののほかに、建築基準法など他の法令により、それぞれ都市計画審議会の議を経ることと定められているものがございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、これよりご審議をお願いいたしますが、本日の審議では、議第267号、268号、269号につきましては、29名中26人の委員の方々が現時点におきましてご出席されておりますので、大阪市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、本審議会が有効に成立していることを報告させていただきます。

それでは、以後の進行につきましては橋爪会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○橋爪会長 それでは、よろしくお願いいたします。

まず、議事に入ります前に、本日の会議録の署名につきましてお願いいたします。審議会運営規程第9条の規定によりまして、黒坂委員と大西委員に本日はお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。会議が円滑に進行しますよう、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

先ほど幹事から報告がありましたように、本日の議案といたしましては、大阪市長から付議のありました議第267号「大阪都市計画道路の変更について」、議第268号「大阪都市計画下水道の変更について」、議第269号「産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」でございます。

それでは、まず議第267号から審議してまいりたいと存じます。本議案につきまして、幹事から説明をお願いいたします。

○幹事（山田） 幹事の山田でございます。私のほうからご説明させていただきます。

それでは、議第267号「大阪都市計画道路の変更について」ご説明申し上げます。表紙に議第267号と記載されております議案書及び前のスクリーンをご覧ください。

本件は、大阪駅の南側に位置する広路5号大阪駅前線の変更でございます。

本道路は、画面右側でございますように、大阪駅と国道1号、2号、176号、御堂筋、四つ橋筋などの複数の主要道路などをつなぐ幹線街路でございます。

次に、大阪駅前線の概要でございますが、画面の赤色でお示しする幅員が30メートルから60メートル、6車線から10車線の部分と、青色でお示します幅員が20メートルから40メートル、2車線から6車線の支線から構成されてございます。

本案件は、黒色で車線の数を示しております区間において、車線数を削減することにより、歩行者空間の充実を図ろうとするものでございます。

次に、本計画案の経過でございますが、当該区域は、大阪駅周辺地域の都市再生緊急整備地域内にございまして、この地域整備方針におきましては、歩行者空間の充実等によりまして、都市機能を増進することとしてございます。

平成25年に都市計画で定めました都市再生特別地区、梅田一丁目地区の公共貢献要素といたしまして、大阪駅前線の道路空間再編によります歩道の拡幅、美装化及び公共空間でのにぎわい創出、維持管理が盛り込まれてございます。

事業者によりまして、これらの実現に向け、将来の交通量を見据えた車線の数、車道や歩道の幅員構成など具体的な検討が進められまして、令和3年4月には、周辺地権者の合意形成や交通管理者、道路管理者との協議、調整を終えてございます。

その後、大阪都市計画道路大阪駅前線の都市計画変更案を作成し、縦覧を経まして、本審議会にお諮りしているものでございます。

次に、本件のご説明にあたりまして、今回の変更箇所でございます大阪駅前線の西側を区間A、東側を区間B、支線第1号線のうち、現計画4車線の区間を区間Cといたします。

まず、今回の変更の基本的な考え方及び車線数の変更内容についてご説明いたします。

基本的な考え方といたしましては、必要な自動車交通機能を確保しつつ、歩行者空間の拡充を行い、公共空間を活用したにぎわい創出や、より一層の歩行者の安全性、快適性の向上を図るものとしてございます。

次に、車線の数についてですが、まず区間Aにつきましては、現計画の東向きの6車

線と西向きの4車線を合わせた10車線から、東向きの3車線と西向きの2車線を合わせた5車線へと変更しようとするものでございます。

次に、区間Bにつきましては、東向きの6車線と西向きの4車線を合わせた10車線から、東向きの4車線と西向きの2車線を合わせた6車線へと変更しようとするものでございまして、車線には含みませんが、バスレーンや右折車線などの付加車線を設けることとしてございます。

次に、支線第1号線の区間Cにつきましては、対面2車線ずつの4車線から、対面1車線ずつの2車線へと変更しようとするものでございます。

次に、区間A、B、Cにおける断面構成についてご説明いたします。

まず、区間Aですけれども、断面の左側が北、それから右側が南を示してございまして、車道が約10メートル縮小し、北側の歩道が約4メートル、それから南側が約6メートル拡幅いたします。

同様に、区間Bにつきましては、車道が約9メートル縮小し、北側の歩道が約3メートル、それから南側が約6メートル拡幅いたします。

次に、区間Cですが、断面の左側が西、それから右側が東を示しておりまして、車道が約5メートル縮小し、東側の歩道が約5メートル拡幅いたします。

次に、お手元の議案書3ページの計画書をご覧ください。

今回の都市計画の変更の内容でございしますが、まず1点目といたしましては、大阪駅前線の車線の数の削減により、車線数の内訳が変わりまして、10車線の延長約330メートルが、5車線の約140メートル、それから6車線の約190メートルとなるため、お示しの変更案のとおりとなりますほか、代表します車線の数が6車線となります。

次に、2点目といたしまして、支線第1号線の一部、4車線区間が、他の区間と同様、2車線となります。

それから、都市計画で定める名称のうち、道路の区分、幅員、一連の通し番号を示す部分で、旧来の広路5号から、都市計画運用指針に基づきます3・1・64へと変更するものでございます。

本都市計画案につきましては、令和3年5月27日から6月10日まで縦覧を行いましたところ、意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○橋爪会長 ただ今幹事より説明のありました議第267号の議案につきまして、ご意見、

ご質問はございませんでしょうか。

お願いいたします。

○吉田委員 ご説明ありがとうございました。

車線数が減るということで、残された車線数をどのように決めたのか、このあたりについて補足説明をいただきたいと思います。

○橋爪会長 ただ今の質問につきまして、幹事の説明を求めます。

○幹事（藤川） 幹事の藤川でございます。私のほうからご回答さしあげたいと思います。

交通量の検討に関しましては、別途、スライドを用意しておりますので、少しそちらのほうをご覧くださいながらご説明したいと思います。

まず、先ほどご説明いたしました必要な車線数につきましては、当該道路の断面の計画交通量を、道路の構造の技術的基準を定めております道路構造令から設定されます設計基準交通量で割り出した数で設定してございます。こちら示しておりますのがそのフローでございますが、まず現況交通量を2018年に調査いたしました。そちらと、周辺開発ということで、今後、開発が予定されております大規模開発でありますうめきた2期でありましたり、先ほど説明ありました梅田一丁目地区の開発でありましたり、中央郵便局がありましたところの梅田三丁目地区の開発など、それらの発生集中交通量を現況交通量に加味してございます。また、道路ネットワークの変化としまして、うめきた2期などで道路が新規に整備されることになります。その流動変化によりましてネットワークモデルを作成しまして、将来交通量を算定してございます。これら前提条件に基づきます将来交通量と、2018年の現況交通量を比較しまして、大きい値を計画交通量としまして必要車線数を算定しているものでございます。

具体的に申しあげますと、先ほど説明がありました区間Aで具体的なところをご説明さしあげたいと思います。区間Aの東行きの断面におきましては、現況交通量と将来交通量を比較した場合につきまして、現況交通量のほうが大きくなってございます。ですので、この現況交通量の20,400台を計画交通量といたしました。この道路の区分は、道路構造令で定められております4種1級の道路でございますので、道路構造令より設計基準交通量は、1日あたり1車線で7,200台となっております。その計画交通量の20,400台を7,200台で割りまして、切り上げた3車線を必要な車線数として算出してございます。同様に、西行きの断面におきましては、現況交通量と将来交通量を比較した際に、将来交通量が大きいという形になってございますので、9,100台を計画交通量と

しまして、設計基準交通量である7,200台で割りまして切り上げた2車線を必要な車線数として算出させていただきます。これらの東行きと西行きの車線数を合わせた5車線を、区間Aの必要な車線数としてさせていただきます。

区間B、区間Cにつきましても、同様の考え方で車線数を算出しているところでございます。

以上でございます。

○橋爪会長 ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

お願いいたします。

○加我委員 今般、車中心のまちから歩行者に配慮したまちに変わっていくということで、この歩道空間を拡充して、公共空間を活用したにぎわい創出というのは非常に重要なことであって、よいことなのかなと思ってございます。

今般、このように歩行者空間が拡充されるということに対して、緑化をしていくということが出来る部分も多分にあるかと思いますが、そうした場合に、JRの大阪駅のほうから南側に出てきたときに、非常に視対象として重要になろうかと思いますので、そうしたところの緑での景観誘導であったり、さらに、拡幅した歩道を通行する際、歩行者の快適性向上ということでも、街路樹であったり緑化というのが非常に有効に働こうかと思います。そうした意味で、断面構成としてはこの都市計画の決定でよいかと思うんですが、整備にあたって、ここの部分の緑化をどのように考えていらっしゃるのか、もしくは今少し検討している事項があれば教えてください。

○橋爪会長 ただ今の質問に関しまして、幹事の説明をお願いいたします。

○幹事（藤川） ありがとうございます。幹事の藤川です。私からご回答申し上げます。

回答の前に、今、宮脇委員がご到着されましたので、ご報告申し上げます。

緑のことについてのご質問というふうに承りました。資料、先ほどのスライドの区間についてというパワーポイントのところを前面に映し出していただければ。

今、加我委員からおっしゃっていただきましたように、こちらがJRの大阪駅でございます。JRの大阪駅から南側に降りまして、今回の大阪駅前線の北側の歩道から、この梅田一丁目地区を含みます、いわゆるダイヤモンド地区と呼ばれていますけれども、そういったほうを南側に向いて眺めました際に、この支線1号線のこの空間というのは大変重要な視点場になると考えてございます。そのため、この梅田一丁目地区の開発におきましても、建物をセットバックすることで、この西側部分に多目的空地を設けてご

ざいまして、大阪の玄関口にふさわしいゲート空間の創出を図っているという形でございます。その多目的空地と隣接する歩道と一体となって、この部分にまとまった緑というものを配置するという事で考えてございます。

また、この支線1号線と連続します大阪駅前線でございますが、こちらにつきましては梅田一丁目地区の事業者が今後整備を行ってまいりますけれども、いわゆるオープンカフェなどのにぎわい創出だけではなくて、このような緑でございまして、緑の適正な配置とか、休憩とか滞在空間の確保につきましても、歩行者の快適性の向上に向けまして、事業者が今後関係者と調整してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○橋爪会長 よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議第267号議案につきまして表決を確認してまいりたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○橋爪会長 ありがとうございます。ご異議ございませんので、原案どおり可決いたします。

続きまして、議第268号「大阪都市計画下水道の変更について」の審議に入りたいと思います。

本議案につきまして、幹事から説明を願います。

○幹事(山田) それでは、議第268号「大阪都市計画下水道の変更について」ご説明申しあげます。

表紙に議第268号と記載されております議案書及び前のスクリーンをご覧ください。

本件は、議案書7ページ位置図にお示ししておりますとおり、淀川区の一部、それから東淀川区を排水区域に持ちます大阪市十八条処理区公共下水道の変更を行おうとするものでございます。

十八条処理区公共下水道は、議案書3ページ計画書と9ページ説明図にもお示ししておりますとおり、約1,254ヘクタールの排水区域における雨水及び汚水に対応するため、下水管渠として、江口十八条幹線、それから南方十八条幹線、また、その他施設といたしまして井高野抽水所、国次抽水所、それから相川抽水所、十八条処理場を都市計画に位置づけてございます。

今回の変更は、その他施設の一つでございます国次抽水所の区域の一部を削除しようとするものでございます。

議案書 9 ページの説明図の上部に拡大図を示しております国次抽水所では、雨水の一部を神崎川へ放流する役割を担ってございまして、現在の区域の西側にはポンプ施設があり、東側には、現在使用していない公舎の建物がございます。公舎につきましては、大雨が降った際など、雨水を排水するポンプを稼働させるなど、災害時の動員体制の確保を目的に、施設の管理に従事します職員を居住させておりましたが、遠方監視制御の導入や、災害時の動員体制の見直しなどによりまして、市域全域で廃止しており、当該公舎についても廃止いたしてございます。

また、十八条処理区におきましては、十八条処理場及び各抽水所が、計画降雨量に対応するポンプ能力を既に有してございまして、今後、当該抽水所を拡張する予定もないことから、国次抽水所におきまして、この機能の維持及び更新に必要な離隔距離を含めた区域を抽水所として必要な区域とし、廃止された公舎を含みます1,790平方メートルの区域の土地利用の転換を図るため、同区域を都市計画区域から削除しようとするものでございます。

本案につきまして、都市計画の案の縦覧を、令和 3 年 5 月 27 日から 6 月 10 日までの 2 週間行いましたが、意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○橋爪会長 ただ今幹事より説明のありました議第268号議案につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ご意見、ご質問ないようですので、議第268号議案の表決を確認してまいりたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○橋爪会長 ありがとうございます。ご異議ございませんので、原案どおり可決いたします。

続きまして、議第269号「産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」の審議に入りたいと存じます。

本議案につきまして、幹事より説明をお願いいたします。

○幹事（山田） それでは、議第269号「産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」 ご説明申し上げます。

表紙に議第269号と記載されております議案書及び前のスクリーンをご覧ください。

本案件は、産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置につきまして、建築基準法第51条ただし書きの規定により、特定行政庁であります大阪市長が許可するにあたり、大阪市都市計画審議会の議を経る必要があることから、ご審議をお願いするものでございます。

それでは、事業者が計画しております施設の概要についてご説明いたします。

議案書5ページの位置図及び7ページの説明図にお示ししていますとおり、本計画は、此花区常吉二丁目に位置する約3,700平方メートルの敷地におきまして、既に設けられた産業廃棄物処理施設の破碎施設の処理能力を増強しようとするものでございます。

なお、当該敷地の用途地域は工業専用地域であり、大阪港臨港地区の工業港区に指定されており、敷地周辺の土地利用は工場や事務所の用途に供されてございます。

次に、議案書3ページの備考欄にお示ししていますとおり、今回の対象となる施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく木くず又はがれき類の破碎施設であり、破碎施設の処理能力の増加により、1日あたりの処理能力を87トンから492トンに変更することとなっております。

この破碎施設の処理能力の増加によりまして、建築基準法第51条ただし書き許可の対象となる規模となったため、同法第51条ただし書きの許可を要することとなったものでございます。

次に、事業内容につきましては、建設現場などで発生しますガラスくずやがれき類を搬入し、破碎した後、再資源化する計画となっております。

続きまして、今回設置されます施設の周辺環境への影響につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、事業者が令和2年1月から3月にかけて生活環境影響調査を行っておりますので、その概要をご説明いたします。

この調査におきまして、施設の稼働に伴う影響の低減方策として、建屋の出入口にスプリンクラーを設置、それから建屋壁面全体に遮音性のある強化石膏ボードを使用、破碎施設稼働時は扉を閉鎖、破碎設備は建屋内の堅固な土間コンクリート上に設置、設備機器類は低騒音、低振動の機械を使用などの対策を講じることとされております。

また、廃棄物運搬車両の走行に伴います影響の低減方策といたしましては、不要な空ぶかし、急発進、急加速の防止及びアイドリングストップなどにより騒音発生を低減、可能な限り高速道路を利用などの対策を講じることとされており、これらの結果、環境

保全上の支障はないとされてございます。

また、この内容をもって大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例に基づきまして、事業者が令和2年10月に、事業敷地から100メートルの範囲の全ての土地所有者等を対象に、個別訪問によりまして説明を行ってございます。その結果、粉じんについて意見の提出がございましたが、事業者からの回答によりまして、意見を提出いただいた方の理解を得られたため、説明を終了し、事業計画書が提出されてございます。

以上を受けまして、事業者より産業廃棄物処理施設設置許可申請書が提出され、令和3年6月1日には建築基準法第51条ただし書きの規定による許可申請書が提出されてございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○橋爪会長 ただ今幹事より説明のありました議第269号議案につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、表決を確認してまいりたいと思います。議第269号議案につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○橋爪会長 ありがとうございます。ご異議ございませんので、原案どおり可決いたします。

これをもちまして、本日の審議は終了いたしました。

本日決議をいただきました案件につきましては、直ちに必要な手続を行わせます。

それでは、これで審議会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

閉会 午前10時40分

大阪市都市計画審議会委員

黒坂 則子

大阪市都市計画審議会委員

大西しょういち